

議案第35号

富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年5月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

育児休業の承認に係る特別の事情を追加するため、富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。